

地域立教会への活動援助金支払い基準

立教大学校友会事務局

以下の目的および条件（１）から（３）までを満たした場合に、校友会から地域立教会宛に活動援助金を支給いたします。

【目的】 地域立教会における交流促進と組織活性化を主たる目的とする。

【条件】

- （１）校友会事務局宛に申請書類一式を提出すること。
- （２）申請内容について、当該立教会が責任をもって管轄するものであること。
- （３）当活動援助金の申請は、複数経費分をまとめて年度内１回を限度とする。

【援助金額】

援助対象経費として認められたもののうち、合計 10 万円を上限（経費合計が 10 万円以下の場合は実費）として活動援助金を支給する。

【援助対象経費】

HP 制作費、Zoom ウェビナー等オンラインツール導入費、会報誌制作費、オンラインイベント講演謝礼、広告費 等

※支出対象となるか分からない場合は、事前にご相談ください。

【申請】

「活動援助金申請書」および「領収書」「支出内容がわかる証憑」「振込先銀行口座情報」を校友会事務局へ提出する。

【承認】

校友会本部において審議し、活動援助金支給の可否・金額を決定する。

【その他】

- （１）HP を制作した場合、URL を校友会事務局まで通知する。また、校友会 HP との相互リンクを行う。
- （２）支出対象となるかどうかについては、事前に校友会事務局まで相談する。
- （３）本基準は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に限り適用する。

以上